

令和 5 年度

大野市健全化判断比率等審査意見書

大野市監査委員

監 第 31 号
令和6年8月15日

大野市長 石山志保 様

大野市監査委員 松田 浩次

大野市監査委員 廣田 憲徳

令和5年度大野市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類を審査したので、その結果について意見書を提出します。

目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	2
(1)	審査の概要	2
①	健全化判断比率について	2
ア	実質赤字比率	2
イ	連結実質赤字比率	3
ウ	実質公債費比率	3
エ	将来負担比率	4
②	資金不足比率について	5
(2)	審査意見	6
5	参考資料	7

令和4年度決算に基づく福井県内市町の健全化判断比率・資金不足比率の状況

凡 例

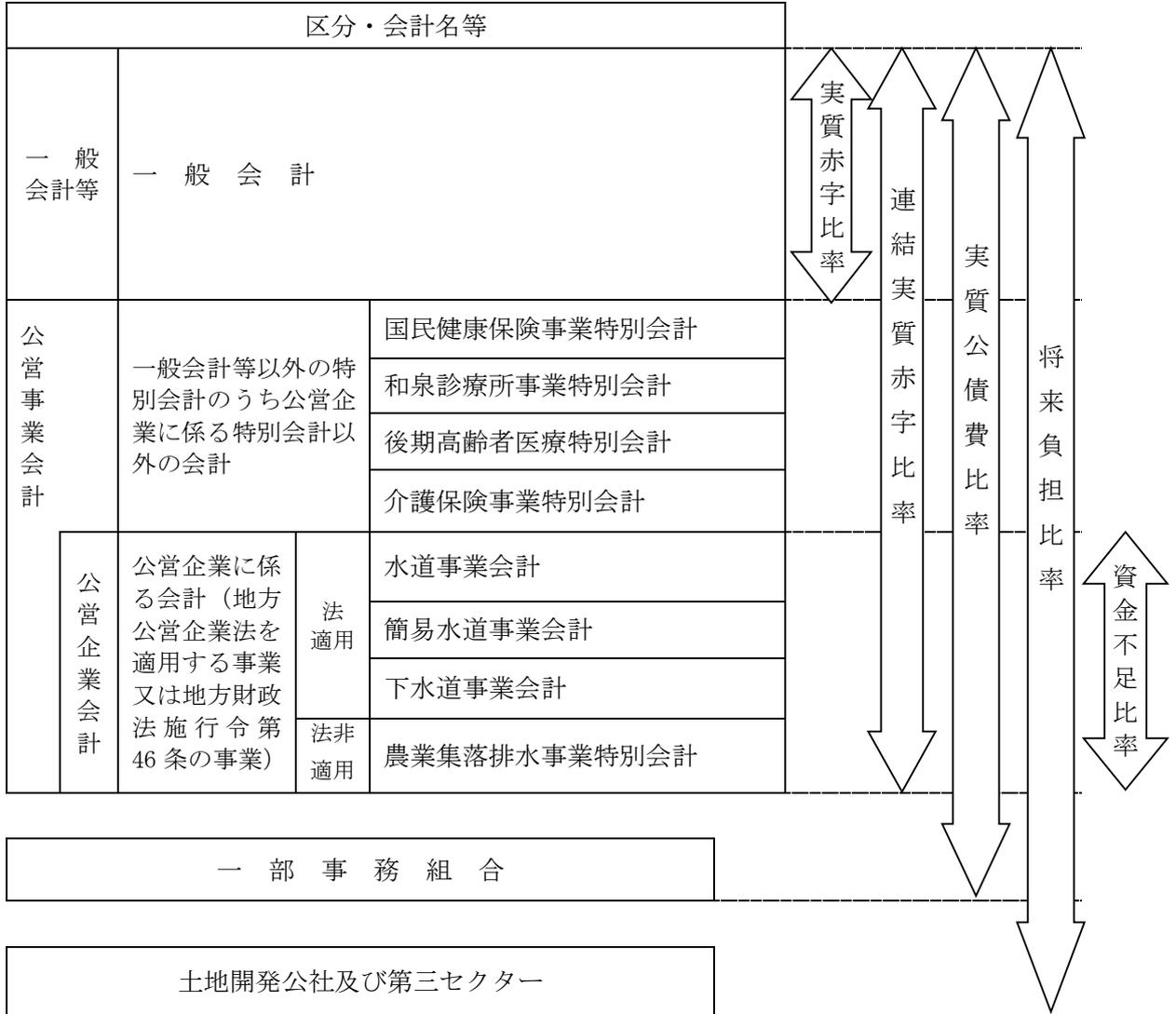
- 1 文中及び図表中の金額・比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、合計と内訳の計、差引等が一致しない場合がある。
- 2 文中に用いるポイントとは、百分率（%）間の単純差引数値である。
- 3 「0.0」は該当数値はあるが、表示単位未満のものである。
- 4 「-」は、該当数値のないものである。

令和5年度大野市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲は、次のとおりである。



2 審査の期間

令和6年7月26日から令和6年8月15日まで

3 審査の方法

審査は、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかなどに主眼をおき、証拠書類との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 審査の結果

審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び各公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して適正に作成されているものと認められた。

審査の概要及び意見は次のとおりである。

(1) 審査の概要

健全化判断比率及び資金不足比率の推移

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
令和5年度	—	—	5.7	17.0	—
令和4年度	—	—	6.9	15.7	—
令和3年度	—	—	8.0	23.3	—
早期健全化基準	13.28	18.28	25.0	350.0	20.0以上が 経営健全化団体
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		

【参考】各指標の全国類似団体内平均（令和4年度決算）

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
類似団体平均	—	—	8.4	17.6	—

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、各会計の資金不足比率は、いずれも赤字又は資金不足が生じていないため「—」で表記している。
- 2 早期健全化基準及び経営健全化基準以上となった場合、財政（経営）健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。
- 3 財政再生基準以上となった場合、財政再生計画の策定と外部監査の要求の義務付けのほか、起債が許可制となる。
- 4 実質赤字比率及び連結実質赤字比率における早期健全化基準の数値は、本市の標準財政規模を基に算定されるため、上表では令和5年度の基準を表記している。

① 健全化判断比率について

ア 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額）に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
$= \frac{- (837,874 \text{ 千円黒字})}{10,357,394 \text{ 千円}} = -8.08\%$

令和5年度の一般会計の実質収支額の算出は、収入総額 222 億 9,756 万 9 千円から歳出総額 213 億 5,171 万 1 千円を差し引いた歳入歳出差引額 9 億 4,585 万 8 千円から翌年度に繰り越すべき財源 1 億 798 万 4 千円を差し引いたもので、8 億 3,787 万 4 千円の黒字となっており、実質赤字は発生しておらず、財政収支は良好な状態にあると認められる。

イ 連結実質赤字比率

地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえる。

$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
$= \frac{- (2,494,598 \text{ 千円黒字})}{10,357,394 \text{ 千円}} = -24.08\%$

連結実質収支額の算出は、一般会計の実質収支額 8 億 3,787 万 4 千円に、国民健康保険事業特別会計、和泉診療所事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計の実質収支額 9,287 万 3 千円、公営企業会計の法適用会計（水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計）の資金剰余額 13 億 943 万 8 千円、同法非適用会計（農業集落排水事業特別会計）の資金剰余額 2 億 5,441 万 3 千円を加えたもので、24 億 9,459 万 8 千円の黒字となっている。

したがって、連結実質赤字は発生しておらず、財政収支は良好な状態にあると認められる。

ウ 実質公債費比率

実質的な公債費が財政に及ぼす負担を表す指標で、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえ、この指標が高くなるほど財政の弾力性が低下し、資金繰りが悪化することになる。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{\text{（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \\ &= \frac{\text{（1,336,382千円} + \text{476,123千円）} - \text{（101,089千円} + \text{1,214,329千円）}}{\text{10,357,394千円} - \text{1,214,329千円}} \\ &= 5.43676\% \\ \text{単年度} & \quad 5.4\% \text{（令和5年度）} \quad 5.8\% \text{（令和4年度）} \quad 6.1\% \text{（令和3年度）} \\ \text{3か年平均} & \quad 5.7\% \end{aligned}$$

令和5年度の実質公債費比率（3か年平均）は5.7%で、本指標の早期健全化基準は25.0%であり、公債費の財政負担が過大な状況にはないことが認められる。

元利償還金の減などにより単年度の実質公債費比率は前年度より0.4ポイント減少し、3か年平均では1.2ポイント減少した。

エ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえる。

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \\ &= \frac{\text{24,035,075千円} - \text{（7,020,562千円} + \text{2,161,902千円} + \text{13,293,886千円）}}{\text{10,357,394千円} - \text{1,214,329千円}} \\ &= 17.0\% \end{aligned}$$

令和5年度の将来負担比率は17.0%で、本指標の早期健全化基準は350.0%であり、将来の地方債償還などの負担額が過大な状況にはないことが認められる。

令和5年度は、公共施設等総合管理基金の積立などにより充当可能財源等が増加した一方で、地方債の現在高及び公営企業債等繰入見込額の増加などにより将来負担額も増加したため、前年度より1.3ポイントの増となった。

② 資金不足比率について

公営企業会計ごとに算定した資金の不足額を、料金収入等の規模で示される事業規模と比較して指標化したもので、それぞれの企業会計における経営状況の悪化の度合いを示す指標といえる。

この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消するのが困難になり、公営企業として経営に問題があることになる。

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	
水道事業会計	=	$\frac{- (863,021 \text{ 千円黒字})}{92,081 \text{ 千円}}$	= -937.2%
簡易水道事業会計	=	$\frac{- (374,721 \text{ 千円黒字})}{47,379 \text{ 千円}}$	= -790.9%
下水道事業会計	=	$\frac{- (71,696 \text{ 千円黒字})}{154,944 \text{ 千円}}$	= -46.3%
農業集落排水事業 特別会計	=	$\frac{- (254,413 \text{ 千円黒字})}{90,877 \text{ 千円}}$	= -280.0%

※資金の不足額（公営企業ごとに資金収支の累積不足額）

法適用企業：（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業：（歳出＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－（歳入－一次年度に繰り越すべき財源）－解消可能資金不足額

※事業の規模

法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

令和5年度の公営企業会計に係る資金不足比率については、水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計の法適用企業3会計と農業集落排水事業特別会計の法非適用企業1会計すべてが資金剰余の状態であり、資金不足額は生じていないことから、経営資金の状況が著しく悪化している状況にはないことが認められる。

各公営企業の内容については、水道事業が8億6,302万1千円、簡易水道事業が3億7,472万1千円、下水道事業が7,169万6千円、農業集落排水事業が2億5,441万3千円の資金剰余となっている。

(2) 審査意見

令和5年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、前年度と同様に、実質赤字額、資金の不足額が生じていないことから指標がない。

実質公債費比率については5.7%で、前年度に比較して1.2ポイント改善している。将来負担比率については、17.0%となっており、前年度と比較して1.3ポイント増加している。また、令和4年度決算に基づく全国類似団体の平均（実質公債費比率8.4%、将来負担比率17.6%）及び県内市町の平均（実質公債費比率7.5%、将来負担比率30.5%）と比べ低くなっている。これは、一般会計の借入額を抑制してきたことなどが主な要因である。

これらの健全化判断比率については、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を大きく下回っていることにより、財政の健全段階の範囲内にあると判断する。

今後、人口減少・少子高齢化が進む中、市税収入や地方交付税などの動向が不透明であることに加え、小中学校施設改修や広域ごみ処理施設改良工事などに伴う借り入れ額の増加や、医療・介護及び子育て支援などに係る社会保障関係費、老朽化が進む公共施設の維持管理更新費用等の負担増が想定されることで、より一層厳しい財政状況が見込まれる。

将来にわたり、市民に対し持続的に行政サービスを提供させるためにも、健全で持続可能な財政基盤の確立に向け、これまで以上に効率的かつ効果的な行財政運営を行い、行政改革の推進により更なるコストの削減を図ることで、より一層の財政健全化施策に努められたい。

5 参考資料

令和4年度決算に基づく福井県内市町の健全化判断比率・資金不足比率の状況

(単位：%)

区分	市 町 名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	公 営 企 業 資金不足比率
(福井県内)	福 井 市	－ (11.25)	－ (16.25)	10.8	43.5	－
	敦 賀 市	－ (12.65)	－ (17.65)	4.3	－	－
	小 浜 市	－ (13.40)	－ (18.40)	11.1	105.8	－
	大 野 市	－ (13.28)	－ (18.28)	6.9	15.7	－
	勝 山 市	－ (14.02)	－ (19.02)	8.8	43.1	－
	鯖 江 市	－ (12.71)	－ (17.71)	5.3	－	－
	あ わ ら 市	－ (13.58)	－ (18.58)	7.0	28.0	－
	越 前 市	－ (12.44)	－ (17.44)	10.1	120.6	－
	坂 井 市	－ (12.17)	－ (17.17)	7.8	31.8	－
	市 平 均	－	－	8.0	43.2	
	永 平 寺 町	－ (14.24)	－ (19.24)	7.9	－	－
	池 田 町	－ (15.00)	－ (20.00)	7.0	－	－
	南 越 前 町	－ (14.91)	－ (19.91)	2.3	－	－
	越 前 町	－ (13.78)	－ (18.78)	9.0	2.3	－
	美 浜 町	－ (15.00)	－ (20.00)	7.6	66.7	－
	高 浜 町	－ (14.13)	－ (19.13)	7.2	－	－
	お お い 町	－ (15.00)	－ (20.00)	1.0	－	－
	若 狭 町	－ (14.27)	－ (19.27)	14.2	61.1	－
	町 平 均	－	－	7.0	16.3	
	福井県(市町平均)	－	－	7.5	30.5	
	全国(市町村平均)	－	－	5.5	8.8	
	福 井 県	－	－	11.8	149.1	
基準値	① 財政再生基準	20.00	30.00	35.0	－	20.0以上が 経営健全化 団体
	② 早期健全化基準	13.28	18.28	25.0	350.0	

(総務省 「令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」より)

- 注 1 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「－」と表記している。
 2 () 内の数値は、各団体の早期健全化基準(標準財政規模に応じ設定)である。
 3 福井県内の平均値は単純平均で、全国の平均値は加重平均である。
 4 基準値は、財政健全化法で規定された大野市の財政の健全性に関する基準である。②早期健全化基準は、令和5年度の基準である。